



福島医発第 2435 号 (総)

平成 21 年 3 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 横 倉 義 武

(公印省略)

平成 21 年経済センサスー基礎調査の実施に関する協力依頼について

総務省統計局が、すべての産業分野における経済の構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査を効率的かつ正確に実施するための基礎資料を提供することを目的とした標記調査について、日本医師会より協力要請がありました。

本会としても、第 36 回全理事会(H21. 2. 26)にて協議の結果、この調査に協力することにいたしました。

つきましては、貴会内で医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、標記調査は、国（総務省）、都道府県若しくは市町村から調査票を事業所に郵送する方法、又は、調査員が事業所に訪問する方法で行われます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会 長 丸 山 泉

調査はどのようにおこなわれるのか？

調査の時期

- 平成21年7月1日現在で行われます。

調査の対象

- 全国すべての事業所及び企業が対象となります。調査に当たっては、商業登記簿などにより、外観からは捉えにくい事業所やオートロックマンション内の事業所などについても調査します。



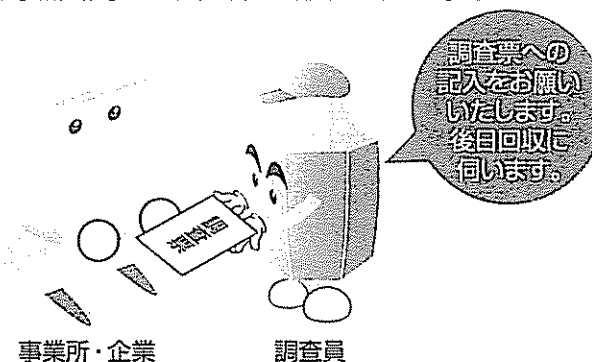
調査の方法

- 調査は、対象となる事業所・企業の規模などに応じて、調査員調査と国、都道府県、市区町村による調査に分けて行われます。

① 調査員による調査 (一定規模以下の事業所・企業を対象)

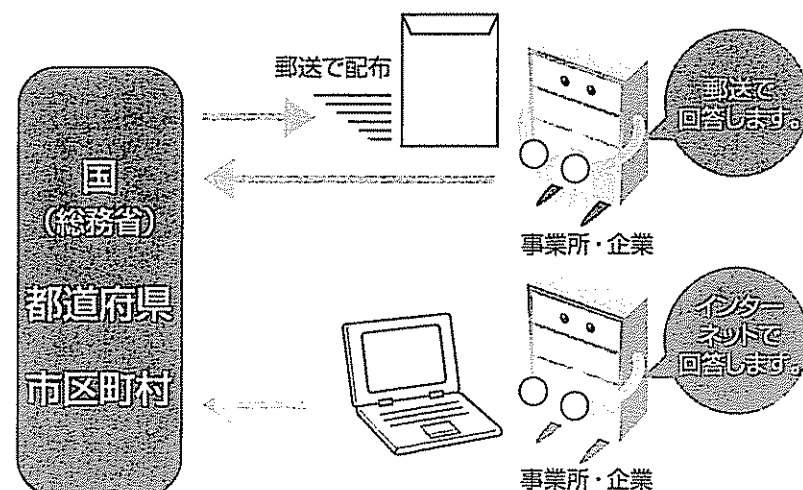
- 調査員が調査対象事業所を訪問して調査票を配布し、記入済みの調査票を回収します。

わかりました。
記入して
おきます。



② 国(総務省)、都道府県又は市区町村による調査 (一定規模以上の事業所・企業を対象)

- 国(総務省)、都道府県若しくは市区町村から調査票を郵送により配布し、記入済みの調査票を郵送又はインターネットで回収します。



みんなの協力で
よりよい日本に!!

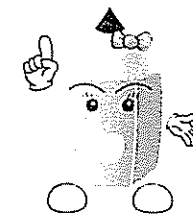
本社等まとめて回答していただきます。

- 企業に属するすべての支所等の情報を正確に把握するため、調査は企業等を単位として行います。支所等の事業内容や従業員数などについても本社等において記入していただきます。

本社等において
国内の支所等の
内容を正確に
記入します。

登録法人内注
本社に関する項目
企業に関する項目
支社1に関する項目
支社2に関する項目
支社3に関する項目

本社記入者

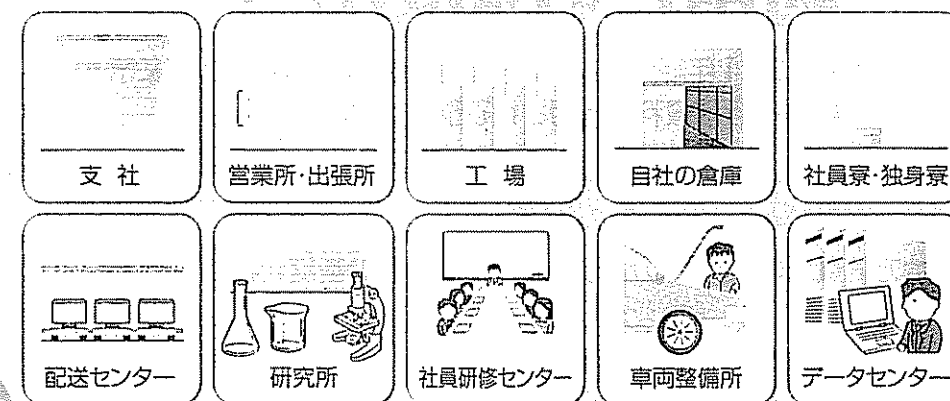


本社等とは
企業等の全体を統括する事
業所をいいます。

支所等とは

- 本社等が統括している事業所のことをいい、支所・支社・支店のほか、従業員を有し、事業・活動が行われていれば、営業所、出張所、工場、自社の倉庫や社員寮、配送センターなどもすべて含みます。

支所等



など

フランチャイズ・
チェーン等の加盟店
消化仕入(売上仕入)
子会社、関連会社
は、支所等には
含まれません。

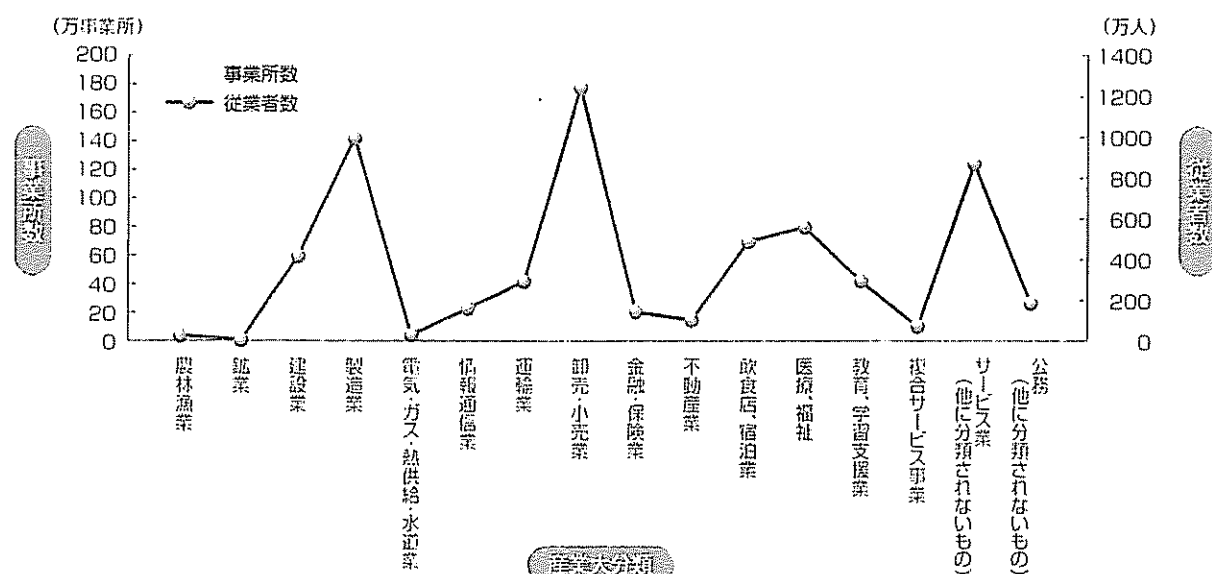
調査に答える義務はあるのか？

- 経済センサスは、「統計法」(平成19年法律第53号)という法律に基づいた基幹統計調査として実施されます。

※統計法は、全国的に改正され、平成19年5月に公布されました。本法のうち一部の規定は平成19年10月1日から先行して施行されていますが、その他の規定は公布から2年以内に施行されることになっています。

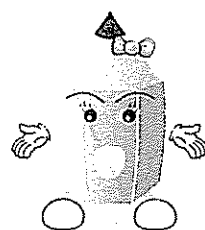
- 統計法では、調査を受ける人に対しては報告の義務を、また、調査を行う国、地方公共団体、調査員などに対しては調査によって知ったことを他に漏らしてはならないことを規定しています。さらに、これらに反した時には罰則が定められています。

産業大分類別事業所数及び従業者数(平成18年)



調査結果はどのように利用されるのか？

「平成21年経済センサス-基礎調査」の結果は、以下に示す各種の行政資料に利用される予定です。



各種法令に基づく利用

- 地方消費税の清算及び市町村への交付の際の基礎資料
- など

国の行政施策への利用

- 経済、環境、雇用、中小企業、男女共同参画などの基礎資料
 - 国民経済計算の推計への利用
- など

地方公共団体の行政施策への利用

- 地下鉄やバス路線の整備や防災対策の基礎資料
 - 電気・ガス・水道などの各種エネルギー供給に係る施策の基礎資料
 - 通信設備の整備、都市の再開発計画などの基礎資料
- など

詳しくは総務省統計局ホームページ

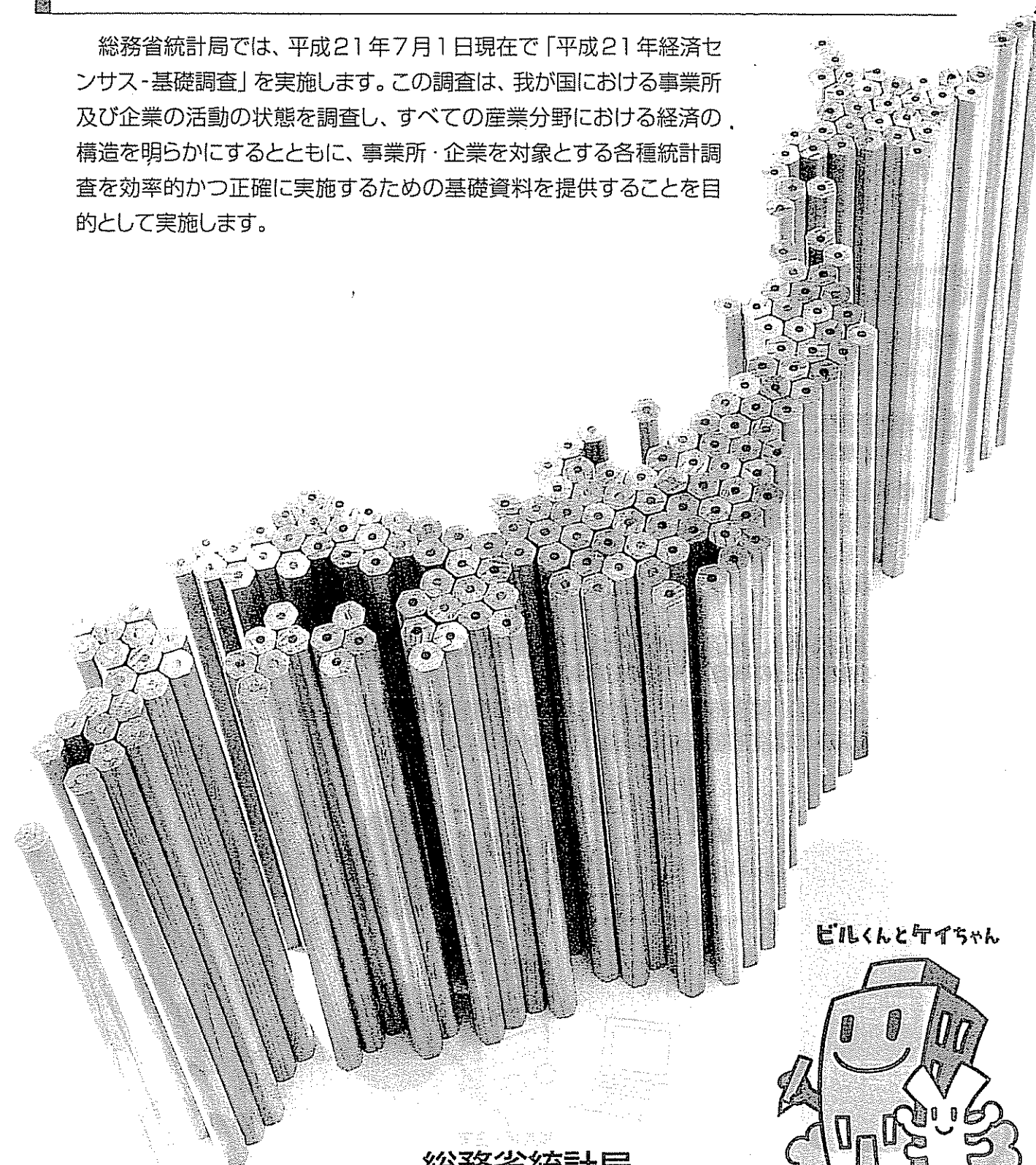
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/kouhou/index.htm>

を御覧ください！

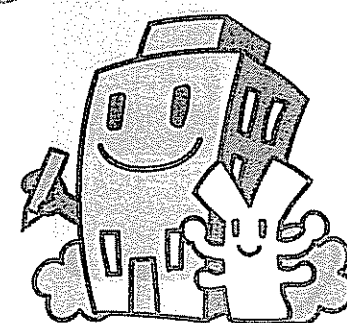
平成21年

経済センサス 基礎調査について

総務省統計局では、平成21年7月1日現在で「平成21年経済センサス-基礎調査」を実施します。この調査は、我が国における事業所及び企業の活動の状態を調査し、すべての産業分野における経済の構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査を効率的かつ正確に実施するための基礎資料を提供することを目的として実施します。



ビルくんとケイちゃん



総務省統計局

総務省

統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所

平成21年経済センサス-基礎調査の概要

調査の目的

平成21年経済センサス-基礎調査(以下「調査」という。)は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的としています。

調査の根拠法令

調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施します。

調査の対象

全国のすべての事業所及び企業が対象となります。

新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴って、SOHOなど外観からは見つけにくい事業所及び企業が増加していることなど、統計調査員による調査だけでは事業所及び企業を必ずしも的確に把握できない可能性もあることから、商業・法人登記の情報を活用して事業所及び企業を的確に把握し、正確な統計の作成に努めます。

調査事項

調査は、甲調査及び乙調査とし、それぞれに掲げる事項について調査します。

1 甲調査

(1) 事業所に関する事項

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 事業所の事業の種類
- カ 業態

(2) 企業に関する事項

- ア 経営組織
- イ 資本金等の額
- ウ 外国資本比率
- エ 決算月
- オ 持株会社か否か
- カ 親会社の有無
- キ 親会社の名称
- ク 親会社の所在地及び電話番号
- ケ 子会社の有無及び子会社の数
- コ 法人全体の常用雇用者数
- サ 法人全体の主な事業の種類
- シ 支所数の有無及び支所数の数

2 乙調査

- (1) 名称
- (2) 電話番号
- (3) 所在地
- (4) 職員数
- (5) 事業の種類
- (6) 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

調査の時期

平成21年7月1日現在で実施します。

調査の流れ

調査は、我が国すべての事業所及び企業を対象としており、「甲調査」及び「乙調査」の2種類からなっています。
甲調査は、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所を、乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所を対象として、それぞれ次に示す流れで実施されます。

1 甲調査

- (1) 調査員による調査
総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員(指導員)－統計調査員－民営事業所
- (2) 市区町村による調査
総務大臣－都道府県知事－市町村長－民営事業所
- (3) 都道府県による調査
総務大臣－都道府県知事－民営事業所
- (4) 総務省による調査
総務大臣－民営事業所

2 乙調査

- (1) 国による調査
総務大臣－各府省の長－調査事業所
- (2) 都道府県による調査
総務大臣－都道府県知事－調査事業所
- (3) 市区町村による調査
総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

調査の方法

調査は、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市区町村による調査に分けて行います。

1 甲調査

- ※ 調査員による調査(一定規模以下の事業所及び企業を対象)
調査員が調査対象事業所を訪問して調査票を配布し、記入していただいた後に調査票を取集します。
- ※ 総務省、都道府県、市区町村による調査(一定規模以上の事業所及び企業を対象)
調査対象事業所の希望に応じて、インターネットを利用して回答していただくか、調査票(紙又は電子媒体)を総務省、都道府県若しくは市区町村から郵送により配布し、記入していただいた後に調査票を回収します。

2 乙調査

市区町村の調査事業所にあつては市区町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が各府省の長を通じて調査票を調査事業所ごとに送付し、回収します。

公表予定

速報集計

基本的な主要結果について、平成22年6月末までに公表します。

確報集計

事業所に関する集計

平成22年11月までに公表します。

企業等に関する集計

親会社と子会社の名寄せ前の結果を平成22年11月末までに、親会社と子会社の名寄せ後の結果を平成23年3月までに公表します。

